

真備地区復興計画策定委員会設置規程

(目的及び設置)

第1条 平成30年7月豪雨災害からの復興に関する基本的な考え方及び主要な施策等を定める倉敷市真備地区復興計画を策定するため、倉敷市真備地区復興計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、復興計画の策定に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市民

(2) 公共的団体の役員

(3) 学識経験を有する者

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 市長において特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は , 必要に応じて委員長が招集し , 委員長が議長となる。

2 会議は , 委員の過半数が出席しなければ , 開くことができない。

3 会議の議事は , 出席委員の過半数をもって決し , 可否同数のときは , 議長の決するところによる。

4 委員長は , 必要があると認めるときは , 会議に委員以外の者を出席させ , 意見若しくは説明を聴き , 又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は , 市長が別に定める。